

13 沖縄県立学校評議員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第62条第4項、沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8条)第58条第4項の規定に基づき、沖縄県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「学校」という。)の学校評議員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

(委嘱等)

第3条 学校評議員の数は、5人以内とする。

学校評議員は、保護者や地域住民等の中から、教育に関する理解や識見を有する者を校長の推薦により、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、教育委員会は、特別の事情のあるときは、任期満了前に当該学校評議員の委嘱を解くことができる。2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 学校評議員は、3年を限度として再任されることができる。

(秘密の保持)

第5条 学校評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

(報償等)

第7条 学校評議員に対する報償等は、予算の範囲内において別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。